

公安委員会	国家公安委員会の権限に属する事項の	令和5年4月13日
説明資料No. 1	専決区分の整理（案）について	長官官房

昨年中に施行された法律等に規定された国家公安委員会の権限に属する事項（内閣総理大臣の権限に属する事項で国家公安委員会において専決処理することとされたものを含む。）のうち、一定のものを次のとおり警察庁において専決処理する事項とする。

○ 国家公安委員会の決裁が必要な事項

【整理に当たっての考え方】

- ・ 警察業務に係る各種基準・計画の策定等（専門的・技術的事項のみを定めるものを除く。）
- ・ 所管法人の指導監督に係る特に重要な処分
- ・ その他特に高度な判断を要する処分

【具体例】

- ・ 審査請求に係る情報公開・個人情報保護審査会への諮問  
(個人情報保護に関する法律第105条第1項)
- ・ 内閣総理大臣からの勧告の結果とった措置についての内閣総理大臣への報告  
(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第3条第2項)

○ 警察庁において専決処理する事項

【整理に当たっての考え方】

- ・ 警察業務に係る各種基準・計画の策定等（専門的・技術的事項のみを定めるものに限る。）
- ・ 法令上その要件が明確になっている指定、命令等
- ・ 専門的・技術的事項に係る他機関との協議
- ・ その他軽易なもの（事実の確認、公表、証明等）

【具体例】

- ・ 排出事業者に対する指導及び助言  
(プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第45条)

<p>公安委員会 説明資料No. 2</p>	<p>区域整備計画の認定に係る 国土交通大臣との協議及び同意について</p>	<p>令和5年4月13日 刑事生活安全 局</p>
<p><b>1 概要</b></p> <p>国土交通大臣が、大阪府及び大阪市が民間事業者と共同して作成した特定複合観光施設区域の整備に関する計画（以下「区域整備計画」という。）を認定するに当たり、特定複合観光施設区域整備法第9条第12項に基づき、関係行政機関の長に協議し、同意を求めるもの。</p> <p>国家公安委員会及び警察庁においては、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を進めていくため、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持を図る観点並びに特定複合観光施設区域の整備に伴い必要となる交通環境の改善を図る観点から、協力を行うこととされている。</p> <p><b>2 区域整備計画における主な警察関連事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大阪府警察への照会等により、IR事業者の役員、株主、出資者及びカジノ施設入場者から暴力団員等を排除するための必要な確認を実施</li> <li>○ 区域内及び区域周辺における警察施設の設置並びに警察職員の増員及び適正配置により、警察力を強化</li> <li>○ IR施設内における警察活動のための専用施設及び警察との専用回線の設置により、大阪府警察との情報共有を実施</li> <li>○ カジノ事業の収益の活用により、大阪府警察が行う防犯活動や青少年健全育成活動等を支援</li> <li>○ 交通環境の改善のため、交通インフラ整備、適正な交通規制を実施</li> <li>○ サイバーセキュリティ対策、テロ対策、マネー・ロンダリング対策、不法滞在者の取締り等を推進</li> </ul> <p><b>3 今後の予定</b></p> <p>4月14日 特定複合観光施設区域整備推進本部（本部長：内閣総理大臣）の開催</p> <p>同日 国土交通大臣による認定</p>		

## 1 風俗営業等の現状

(単位：件)

	許可・届出数			
	R4	R3	増減数	増減率(%)
風俗営業	78,934	80,565	▲ 1,631	▲ 2.0
うち接待飲食等営業	60,235	60,834	▲ 599	▲ 1.0
うちぱちんこ営業	7,665	8,458	▲ 793	▲ 9.4
特定遊興飲食店営業	494	459	35	7.6
深夜酒類提供飲食店営業	260,730	261,149	▲ 419	▲ 0.2

- 風俗営業の許可数（営業所数）は、継続して減少
- 特定遊興飲食店営業の許可数（営業所数）は、継続して増加

## 2 性風俗関連特殊営業の現状

(単位：件)

	届出数			
	R4	R3	増減数	増減率(%)
性風俗関連特殊営業	32,926	32,349	577	1.8
うち店舗型性風俗特殊営業	7,041	7,215	▲ 174	▲ 2.4
うち無店舗型性風俗特殊営業	22,389	22,021	368	1.7
うち映像送信型性風俗特殊営業	3,321	2,935	386	13.2

- 店舗型性風俗特殊営業の届出数は、継続して減少
- 無店舗型性風俗特殊営業及び映像送信型性風俗特殊営業の届出数は、継続して増加

## 3 風俗関係事犯等の取締り状況

- 風営適正化法違反の検挙件数は、継続して減少
- 売春防止法（勧誘等）違反のうちインターネットを利用したものが約70.3%
- わいせつ物頒布等事犯のうちインターネットを利用したものが約92.1%
- オンラインカジノに係る賭博事犯の検挙件数は10件
- 人身取引事犯の被害者のうち日本人が約95.7%

## 4 今後の方針

- 部門間連携による風俗営業等に関与する犯罪者グループ等の取締りの推進
- 地域やサイバー空間における風俗上の問題等を踏まえた取締りの推進

<p>公安委員会 説明資料No. 4</p>	<p>特殊詐欺の手口と対策について</p>	<p>令和5年4月13日 刑事局</p>
<p><b>第1 「特殊詐欺の手口と対策」を取りまとめた趣旨</b></p> <p>「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」（令和5年3月17日、犯罪対策閣僚会議）を踏まえ、特殊詐欺に用いられる通信手段等の手口を分析し、「特殊詐欺の手口と対策」（警察庁組織犯罪対策部）をまとめたもの。</p> <p><b>第2 「特殊詐欺の手口と対策」の概要</b></p> <p><b>1 特殊詐欺に用いられる通信手段</b></p> <p><b>(1) 被害者側が（被疑者側から）受ける電話機</b></p> <p>特殊詐欺の被害者側の電話機の97.2%が、「固定電話」。</p> <p><b>(2) 被疑者側が（被害者側に対して）かける電話機等</b></p> <p><b>ア 被疑者側の電話番号が判明しない場合が多い</b></p> <p>「固定電話」には、履歴を残す機能や、番号非通知の着信を拒否する機能がないことも多い。これらの機能の普及等が必要。</p> <p><b>イ 被疑者側の電話番号が判明する場合</b></p> <p>電話転送サービスを利用し、被害者の固定電話に「03ー」等の番号を表示させて信用させようとする手口も。</p> <p>電話転送サービス事業者による顧客の本人確認は、マイナンバーカードのICチップデータを用いたもの等への一本化が必要。</p> <p><b>(3) 被疑者側が（被害者側から）受ける電話機等</b></p> <p>050IP電話の電話番号が使用される例も多く、050IP電話の契約の際の本人確認の義務付け等の検討が必要。</p> <p><b>(4) 被疑者と被疑者（共犯者）の間の通信等</b></p> <p>データSIM（SMS機能付き）等を用いてSNSのアカウントを取得し共犯者を募集するなどの手口を踏まえ、その契約の際の本人確認義務付け等の検討が必要。</p> <p><b>2 特殊詐欺に係る口座の出金、送金等</b></p> <p>特殊詐欺の被害口座に特有のATM出金、送金等を的確に検知・阻止するため、検知条件の精緻化、顧客の理解を得る取組等が必要。</p> <p><b>3 特殊詐欺の被害者</b></p> <p>だまされないよう気をつけるだけで被害を防ぐのは困難。高齢者等を機械的・自動的に詐欺電話から遮断する仕組みが必要。</p> <p><b>第3 広報等</b></p> <p>「特殊詐欺の手口と対策」は、広報のうえ、HPに掲載。</p>		

## 1 国会への年次報告

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）第31条の規定に基づき、前年中の同法の施行状況について、閣議（法務省との共同閣議請議）を経て、国会に報告するもの（今次報告で24回目）。

※ 令和3年1月、公安審査委員会は、オウム真理教（麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体）に対し、公安調査庁長官の観察に付する処分（以下「観察処分」という。）の期間を3年間（令和6年1月31日まで）更新する決定を行っている。

## 2 報告内容

令和4年中における団体規制法に基づく観察処分の実施状況等のほか、同処分に付された団体の組織及び活動の概況について報告するもの。

本報告のうち、警察活動に関する事項として、

- 観察処分の実施のために公安調査官が実施する立入検査に際して、関係都道府県警察による立入先周辺の警戒警備
- 公安調査庁が実施した地域住民との意見交換会への参加

について報告している。

## 3 今後の予定

今国会中での閣議決定、国会報告を予定